

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【告示】		健康推進課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		〃			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃			
○ 知事指定薬物の指定		医薬安全課			
○ 指定居宅サービスの事業の廃止		指導監査課			
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出		〃			
【公告】		監理課			
○ 公共測量の終了		建築指導課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃			
○ 〃		〃			
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃			
○ 〃		〃			

◎岡山県告示第四百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年十一月八日

指定した医療機関

名称

ザグザグ薬局 志戸部店

訪問看護ステーション かるみー

所在地

津山市沼八四八―一六

倉敷市西中新田三二〇―五

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和六年十一月一日

令和六年十一月一日

◎岡山県告示第四百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年十一月八日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

かたやま小児科クリニック

津山市山北七六三―一九

令和六年十一月一日

久津間薬局

小田郡矢掛町矢掛三一七四

令和六年十一月一日

とんぼ薬局

総社市真壁一五八―六

令和六年十一月一日

富田訪問看護ステーション

倉敷市玉島道口七八―一

令和六年十一月一日

ウイズ薬局児島店

倉敷市児島味野一―一―九

令和六年十一月五日

◎岡山県告示第四百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和六年十一月八日

指定を辞退した医療機関 名称	所在地	岡山県知事
ワコー薬局	倉敷市水島常盤町二―一六	伊原 隆 太

辞退年月日
令和六年九月十五日

◎岡山県告示第四百九十六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和六年十一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N・N―ジエチル―ニ―〔二―〕〔四―フルオロフェニル〕メチル―五―ニトロ―H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―イル〕エタン―イルアミン（通称名Flunitazene、Flunitazene）及びその塩類

2 N・N―ジエチル―ニ―〔二―〕〔四―メトキシフェニル〕メチル―H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―イル〕エタン―イルアミン（通称名Metodesnitazene、Metazene）及びその塩類

3 ー―（ベンゾ〔d〕〔二・三〕ジオキソール―五―イル）―四―メチル―ニ―（ピロリジン―イル）ペンタン―イルオン（通称名MD―PiHP、MD―PHiP）及びその塩類

4 N―（―アミノ―三・三―ジメチル―イル）オキソブタン―ニ―イル）―五―ブロモ―イルペンチル―H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称名ADB―五,BrPINACA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和六年十一月九日から施行する。

◎岡山県告示第四百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年十一月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター長尚苑

2 所在地

岡山県赤磐市町苅田九二〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人道満医院

2 所在地

岡山県赤磐市町苅田九二〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇六五三

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第四百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年十一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- サンキ・ウエルビー介護センター井原
- 2 所在地
- 井原市西江原町一五四九―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
- サンキ・ウエルビー株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
- 広島県広島市西区商工センター六丁目一番二一号
- 三 廃止年月日
- 令和六年十一月一日
- 四 事業所番号
- 三三一〇七〇〇一〇三
- 五 サービスの種類
- 同行援護

〔五六七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和六年十一月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
総社市総社、刑部、福井及び小寺地内	公共測量（一級基準点測量及び三級基準点測量）	令和六年十月一日

〔五六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字天原九三五番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市水島南緑町一二番一―号

株式会社密本組

代表取締役 密本 龍圭

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十九日岡山県指令建指第九一号

〔五六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十一月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町福富字原三八〇番一、三八一番一、三八四番一、三八六番一、三八六番五、三八七番一、三八七番三、三八八番三、三九〇番五、三九〇番七、三九〇番一〇、三九〇番一一、三八七番一地先水、三九〇番七地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市吉永町南方一〇七三番地

株式会社タック

代表取締役 瀧川 信二

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月二十一日岡山県指令建指第一三一号

〔五七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年十一月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字天原九三五番一

二 公共施設の種類

道路、公園

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市水島南緑町一二番一一号

株式会社密本組

代表取締役 密本 龍圭

五 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十九日岡山県指令建指第九一号

〔五七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年十一月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町福富字原三八〇番一、三八一番一、三八四番一、三八六番一、三八六番五、三八七番一、三八七番三、三八八番三、三九〇番五、三九〇番七、三九〇番一〇、三九〇番一一、三八七番一地先水、三九〇番七地先道

二 公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市吉永町南方一〇七三番地

株式会社タック

代表取締役 瀧川 信二

五 許可年月日及び許可番号

令和六年六月二十一日岡山県指令建指第一三一号